八　新労働者健康福祉機構財会省令第十二条の二第三項
九　新国立病院機構財会省令第十二条の二第三項
十　新地域医療機能推進機構財会省令第十二条の二第三項
十一　新年金積立金管理運用独立行政法人財会省令第十一条の三第三項
十二　新国立高度専門医療研究センター財会省令第十条の二第三項

○厚生労働省令第五十七号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百三十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の三十三の七」を「第三十条の三十三の十」に、「第三十条の三十三の八―第三十条の三十三の十」を「第三十条の三十三の十一―第三十条の三十三の十三」に改める。

第一条の十四第七項第一号中「居宅等」を「法第一条の二第二項に規定する居宅等（第三十条の二十八の三において「将来の病床数の必要量」という。）に達していないものに係る医療を提供することとする。

第三十条の二十七の二中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十三第一項」に改める。

第三十条の二十八の二中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十三号」に改め、同条を第三十条の二十八の五とする。

第三十条の二十八の次に次の三条を加える。

（法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準）

第三十条の二十八の二　法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項第十二号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。

（将来の病床数の必要量の算定）

第三十条の二十八の三　構想区域における将来の病床数の必要量は、病床の機能区分ごとに別表第六の一の項に掲げる式により算定した数とする。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、病床の機能区分ごとに同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数をそれぞれ超えないものとする。

2　都道府県知事は、法第三十条の四第十五項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、当該医療計画において定める前項の規定により算定した構想区域（厚生労働大臣が認めるものに限る。）における慢性期機能の将来の病床数の必要量の達成が特別な事情により著しく困難となつたときは、当該将来の病床数の必要量について、厚生労働大臣が認める方法により別表第六の備考に規定する補正率を定めることができる。

（法第三十条の四第二項第七号ロの厚生労働省令で定める事項）

第三十条の二十八の四　法第三十条の四第二項第七号ロの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　構想区域における将来の居宅等における医療の必要量

二　その他厚生労働大臣が必要と認める事項

第三十条の二十九中「第三十条の四第五項」を「第三十条の四第六項」に改め、同条第一号中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十二号」に改め、同条第二号中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十三号」に改める。

第三十条の三十中「第三十条の四第二項第十二号」を「第三十条の四第二項第十四号」に改め、同条第一号中「別表第六の一の項」を「別表第七の一の項」に、「別表第六の二の項」を「同表の二の項」に改め、同条第二号中「別表第六の三の項」を「別表第七の三の項」に、「別表第六の四の項」を「同表の四の項」に改める。

第三十条の三十二の二中「第三十条の四第八項」を「第三十条の四第九項」に改める。

第三十条の三十三第一項中「又は診療所」を「若しくは診療所」に改め、「場合」の下に「又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合」を、「都道府県知事が当該申請」の下に「又は命令等」を加え、同項第一号中「総務省、法務省、財務省、林野庁」を「法務省」に改め、同条第二項中「又は診療所の病床」を「若しくは診療所の病床」に改め、「変更の許可の申請があつた日前」の下に「又は法令等をしようとする日前」を、「当該許可の申請のあつた日前」の下に「又は当該命令等をしようとする日前」を加える。

第三十条の三十三の二中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十三第一項」に改める。

第三十条の三十三の三の見出し中「第三十条の十二第一項第一号」を「第三十条の十三第一項第一号」に改め、同条中「第三十条の十二第一項第一号」を「第三十条の十三第一項第一号」に改め、「第三十条の三十三の六」の下に「及び第三十条の三十三の九」を加える。

第三十条の三十三の四（見出しを含む。）中「第三十条の十二第一項第二号」を「第三十条の十三第一項第二号」に改める。

第三十条の三十三の五（見出しを含む。）中「第三十条の十二第一項第四号」を「第三十条の十三第一項第四号」に改める。

第三十条の三十三の十中「第三十条の十九第三項」を「第三十条の二十五第三項」に改め、同条を第四章の三中第三十条の三十三の十三とする。

第三十条の三十三の九第一項中「第三十条の十七第一項第八号」を「第三十条の二十三第一項第八号」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十条の十七第一項」を「第三十条の二十三第一項」に改め、同条を第三十条の三十三の十二とする。

第三十条の三十三の八中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の二十一第二項」に改め、同条を第三十条の三十三の十一とする。

第三十条の三十三の七中「第三十条の十二第二項」を「第三十条の十三第二項」に改め、第四章の二の三中同条の次に次の三条を加える。

（報告の公表）

第三十条の三十三の八　都道府県知事は、法第三十条の十三第四項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

（法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合等）

第三十条の三十三の九　法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合は、病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合とする。

2　法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該病床機能報告に係る基準日後病床機能とが異なる理由及び当該基準日後病床機能の具体的な内容とする。